

平成30年9月10日

洞爺湖町議会平成30年9月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
同 意 第 7 号	洞爺湖町表彰条例に基づく同意について
報 告 第 1 号	健全化判断比率の報告について
報 告 第 2 号	資金不足比率の報告について
報 告 第 3 号	株式会社グリーンスティ洞爺湖の運営状況の報告について
議案第 1 3 号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
議案第 1 4 号	洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 1 5 号	洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 1 6 号	平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 7 号	平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 8 号	平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 9 号	平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 0 号	平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
認 定 第 1 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認 定 第 2 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認 定 第 3 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認 定 第 4 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認 定 第 5 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認 定 第 6 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
認 定 第 7 号	平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

同意第 7 号

洞爺湖町表彰条例に基づく同意について

洞爺湖町表彰条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 161 号）第 3 条の規定により、
下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求める。

平成 30 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

記

表彰区分	住 所	氏 名	生 年 月 日
公 益 功 労	洞爺湖町高砂町 2 5 番地	中 居 敏	昭和 22 年 3 月 4 日
自 治 功 労	洞爺湖町洞爺湖温泉 3 5 番地 1	宮 崎 秀 雄	昭和 23 年 1 月 13 日
自 治 功 労	洞爺湖町洞爺湖温泉 1 8 6 番地 8 8	黒 川 正 美	昭和 29 年 1 月 13 日
自 治 功 労	洞爺湖町入江 2 1 番地 1 5	森 元 司	昭和 32 年 3 月 1 日

報告第 1 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

平成 30 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

(別 紙)

健全化判断比率の状況(平成29年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	12.3	60.2

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発 行 可 能 額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
4,525,404	189,199					

報告第 2 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

平成 30 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

(別 紙)

資金不足比率の状況(平成29年度)

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	簡易水道事業特別会計
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	—

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発 行 可 能 額	経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
4,525,404	189,199				

報告第3号

株式会社グリーンスティ洞爺湖の運営状況の報告について

株式会社グリーンスティ洞爺湖の運営状況を別紙のとおり報告する。

平成30年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

株式会社 グリーンスティ洞爺湖の
第28期 営業報告について

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

1 会社の概要

(1) 主要事業内容

当社の定款に基づく事業内容は、以下のとおりであります。

- 1 キャンプ場の運営
- 2 食料品、酒類、日用雑貨の販売
- 3 飲食店及び喫茶店の経営
- 4 各種催物の企画、案内及び旅行斡旋業
公共施設等の運営並びに整備に関する受託事業
- 5 その他

(2) 主な事務所

本 社	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 2 番地
キャンプ場	北海道虻田郡洞爺湖町月浦 5 6 番地

(3) 株式の状況

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 会社が発行する株式の総数 | 1 1 , 9 6 0 株 |
| 2 発行済株式総数 | 2 , 9 9 0 株 |
| 3 株 主 数 | 1 6 名 |

(4) 取締役及び監査役

代表取締役	真 屋 敏 春
取締役	大 西 墳 夫
取締役	石 橋 博 信
取締役	鈴 木 清 隆
取締役	金 子 建
取締役（常務）	室 田 米 男
監査役	官 田 敏 夫
監査役	星 一 郎

(5) 従業員の状況

区 分	従業員数	平均年齢
男 子	3名	66歳
女 子	3名	61歳
計	6名	

2 事業の概況

(1) 当期の事業の経過と成果

当キャンプ場は、例年通り4月25日に開場し、10月31日までの190日間営業いたしました。

入込状況は、5月の大型連休（5連休）において前年を上回る利用増でありましたが、しかし、その後の異常気象（冷夏や爆弾低気圧、台風の襲来）により予約のキャンセルが相次ぐなど、シーズン全体ではたいへん厳しい経営環境となりました。年間利用者数は13,763人で、前年比98.5%にとどまりました。

また近年、期待される訪日外国人の利用については、台湾を除く中国、韓国などアジア圏で著しい減少が目立ちました。訪日外国人の目的や層、国際情勢の変化などにより、今後も流動的要素は高いものと考えられます。国内キャンパー全体の減少についても、近年は「グランピング」へのシフトが減少の一因ではないかとも考えています。

平成29年度売上総利益は25,044千円、販売費及び一般管理費など経費は21,571千円で、単年度では3,473千円の黒字でしたが、減価償却費4,820千円を算入し、当期決算における経常利益を△1,292千円といたしました。

当社は、今後も経費削減に努めるとともに、創意工夫の心をもって、他には負けない、より魅力あるグリーンステイ洞爺湖オートキャンプ場として発展し続けることができるよう努力を払ってまいります。

平成25年度～平成29年度／月別利用状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
4月	110 人	23 人	17 人	245 人	48 人
5月	578 人	662 人	936 人	857 人	1,424 人
6月	335 人	372 人	525 人	639 人	529 人
7月	3,374 人	3,033 人	2,944 人	3,461 人	3,402 人
8月	7,872 人	7,291 人	6,855 人	6,319 人	6,450 人
9月	1,282 人	1,230 人	1,552 人	1,852 人	1,484 人
10月	410 人	316 人	368 人	600 人	426 人
合 計	13,961 人	12,927 人	13,197 人	13,973 人	13,763 人
対前年比		92.59%	102.09%	105.88%	98.50%

計 算 書 類 決 定 の 件 に つ い て

(第 2 8 期)

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日

貸 借 対 照 表

平成 30 年 3 月 31 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 58,892,662】	【流 動 負 債】	【 460,100】
現金及び預金	58,715,576	預 り 金	11,100
商 品	157,486	未 払 消 費 税	449,000
前 払 費 用	19,600		
【固 定 資 産】	【 69,851,351】		
(有形固定資産)	(36,279,771)	負 債 の 部 合 計	460,100
建 物	29,000,094	純 資 産 の 部	
建 物 付 属 設 備	6,623,023		
構 築 物	349,038	【株 主 資 本】	【 128,283,913】
機 械 装 置	74,656	(資 本 金)	(149,500,000)
車 輛 運 搬 具	1	資 本 金	149,500,000
一 括 償 却 資 産	232,959	(利 益 剰 余 金)	(Δ21,216,087)
(無形固定資産)	(33,518,500)	繰越利益剰余金	Δ21,216,087
借 地 権	33,518,500		
(投資その他の資産)	(53,080)		
出 資 金	50,000		
預 託 金	3,080	純 資 産 の 部 合 計	128,283,913
資 産 の 部 合 計	128,744,013	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	128,744,013

自平成29年4月1日
至平成30年3月31日

損 益 計 算 書

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
キャンプ利用料収入	17,159,310	
売 店 収 入	1,866,406	
レ ン タ ル 売 上	1,419,040	
委 託 運 営 収 入	5,567,440	
ゴミ処理手数料	578,800	26,590,996
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	282,720	
商 品 仕 入 高	1,421,469	
合 計	(1,704,189)	
期 末 棚 卸 高	157,486	1,546,703
売 上 総 利 益		(25,044,293)
【販売費及び一般管理費】		26,391,877
営 業 損 失		(1,347,584)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	4,691	
雑 収 入	52,665	57,356
【営 業 外 費 用】		
雑 損 失	2,255	2,255
経 常 損 失		(1,292,483)
税引前当期純損失		(1,292,483)
当 期 純 損 失		(1,292,483)

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

販売費及び一般管理費

科 目	金 額	円
広 告 宣 伝 費	464,932	
給 与 手 当	7,932,585	
賞 与	300,000	
雑 給	1,764,836	
法 定 福 利 費	1,113,073	
厚 生 費	136,272	
減 価 償 却 費	4,820,854	
修 繕 費	712,993	
事 務 用 品 費	15,115	
水 道 光 熱 費	1,319,605	
旅 費 交 通 費	7,030	
租 税 公 課	2,215,750	
交 際 接 待 費	192,114	
保 険 料	224,760	
通 信 費	141,720	
諸 会 費	158,400	
車 輦 費	344,746	
新 聞 図 書 費	33,478	
地 代 家 賃	1,200,000	
会 議 費	167,450	
園 地 管 理 費	1,750,030	
雑 費	1,376,134	
販売費及び一般管理費		(26,391,877)

株主資本等変動計算書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

(単位 円)

株主資本

資本金

当期首残高及び当期末残高

149,500,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高

△19,923,604

当期変動額

当期純損益金

△1,292,483

当期末残高

△21,216,087

利益剰余金

当期首残高

△19,923,604

当期変動額

△1,292,483

当期末残高

△21,216,087

株主資本

当期首残高

129,576,396

当期変動額

△1,292,483

当期末残高

128,283,913

純資産の部

当期首残高

129,576,396

当期変動額

△1,292,483

当期末残高

128,283,913

議案第13号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「免職及び休職」を「免職、休職及び降給」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

（降給の事由）

第1条の2 任命権者は、法第27条第2項の規定に基づき、職員の人事評価（法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績が良くないと認められる場合は、職員の意に反して降給することができる。

第2条の見出し中「免職及び休職」を「免職、休職及び降給」に改め、同条第2項中「休職」の次に「並びに降給」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合は、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合に限るものとする。
第2条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1条の2に規定する降給の手続きは、第1項の規定を準用する。

第3条を第3条の2とし、第2条の次に次の1条を加える。

（免職、降任及び降給の効果）

第3条 法第28条第3項に規定する免職、降任及び降給の効果は、次に掲げると

おりとする。

- (1) 免職 その職を失わせること。
- (2) 降任 当該職員の職務の級を同一の給料表の直近下位の職務の級に変更すること。
- (3) 降給 当該職員の号俸を同一の職務の級の2号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位である場合にあっては、当該最低の号俸）に変更すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
(洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。
第30条第5項中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

議案第 14 号

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年洞爺湖町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成30年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年洞爺湖町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条本文中「第3項まで」を「第3項まで並びに附則第3条」に、「保育所、幼
稚園又は認定こども園」を「保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第6
5号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。））、幼稚園（同項に規定
する幼稚園をいう。以下同じ。））又は認定こども園（同項に規定する認定こども園
をいう。以下同じ。））」に改め、同条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この
条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著
しく困難であると認める場合にあって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと
認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの
役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう
にするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力
を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号に

において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの(第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。))」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）

平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,020,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		433,281	1,561	434,842
	1. 総 務 管 理 費	409,089	1,561	410,650
3. 民 生 費		1,714,738	1,723	1,716,461
	4. 児 童 福 祉 費	157,963	1,723	159,686
6. 農 林 水 産 業 費		97,221	698	97,919
	1. 農 業 費	63,287	698	63,985
7. 商 工 費		372,553	7,140	379,693
	2. 観 光 費	300,736	7,140	307,876
8. 土 木 費		1,206,320	27,950	1,234,270
	2. 道 路 橋 梁 費	281,676	18,376	300,052
	3. 河 川 費	11,493	1,156	12,649
	5. 都 市 計 画 費	406,843	7,000	413,843
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	433,432	1,418	434,850
10. 教 育 費		389,591	9,234	398,825
	2. 小 学 校 費	64,499	1,296	65,795
	5. 保 健 体 育 費	64,953	7,938	72,891
13. 予 備 費		40,077	△ 6,817	33,260
	1. 予 備 費	40,077	△ 6,817	33,260
歳 出 合 計		6,978,694	41,489	7,020,183

第2表 地 方 債

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
外国人旅行者受入 環 境 整 備 事 業	5,400	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又はその他資金と し、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低利 に借換えることができる。
虻 田 小 学 校 グ ラ ン ド 照 明 設 置 事 業	7,500	同 上	同 上	同 上

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方 法
道 路 等 整 備 事 業	41,300	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その 融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低利に借換 えることができる。	57,900	同 左	同左	同 左

議案第 17 号

平成 30 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

議案第18号

平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ689,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-29-

議案第19号

平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,054,634千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第 20 号

平成 30 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

認定第 1 号

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第2号

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第 3 号

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第4号

平成29年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第 5 号

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第 6 号

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第 7 号

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春